二　法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項の行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三　法第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項の行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四　定款で定めた数

（株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例に係る認定の申請）

第二十八条　法第三十四条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項の書類に加え、特定公開買付け（法第三十四条第一項の規定により発行する株式又は処分する自己株式を対価とする公開買付け（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。）の対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2　主務大臣は、認定事業再編計画に法第三十四条第一項の株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定の申請）

第二十九条　法第三十五条第一項の認定を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第三十四による申請書及びその写し各一通、同項第二号に規定する買付け等の価格の算定に当たり参考とした株式の評価について相当の知見を有する第三者による評価書、意見書その他これらに類するものの写し並びに同項の他の株式会社の定款の写しを、当該認定事業再編事業者の事業再編計画の認定をした主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、認定事業再編計画の写しを添付しなければならない。

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定）

第三十条　主務大臣は、前条第一項の規定による提出を受けた場合において、法第三十五条第一項各号の定めに照らしてその内容を審査し、同項の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる認定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第35条第1項の認定をする。」

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、当該認定事業再編事業者に法第三十五条第一項の公開買付けに係る公開買付期間の末日から三月以内に同項の全部取得条項付種類株式の全部を取得するかどうかの確認をするものとする。

4　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三十六により、法第三十五条第一項の全部取得条項付種類株式の発行に必要な定款の変更の内容及び会社法第百七十一条第一項各号に掲げる事項についての定めを、法第三十五条第一項第二号に規定する買付け等の価格の算定に当たり参考とした株式の評価について相当の知見を有する第三者による評価書、意見書その他これらに類するものの写し及び同項の他の株式会社の定款の写しを添えて、公表するものとする。

（事業再編促進円滑化業務実施方針）

第三十一条　法第四十条第一項の事業再編促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　事業再編促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二　事業再編促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　貸付けの対象

ロ　貸付けの方法

ハ　利率

ニ　償還期限

ホ　据置期間

ヘ　償還の方法

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

三　事業再編促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、事業再編促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第三十二条　法第四十一条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請に係る意思の決定を証する書面

三　役員の氏名及び略歴を記載した書面

四　法第四十一条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第四十一条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第四十一条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、法第四十一条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三十三条　法第四十一条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業再編促進業務の実施体制に関する事項

イ　事業再編促進業務を統括する部署に関すること。

ロ　事業再編促進業務に係る人的構成に関すること。

ハ　事業再編促進業務に係る監査の実施に関すること。

ニ　事業再編促進業務を行う地域に関すること。

ホ　事業再編促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二　事業再編促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項

三　貸付けのために必要な事業再編促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項

四　事業再編促進業務に係る債権の管理に関する事項

五　事業再編促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

六　事業再編促進業務の委託に関する事項

七　その他事業再編促進業務の実施に関する事項

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第三十四条　法第四十二条第二項の規定による届出は、様式第三十八による届出書により行わなければならない。